

番号	質問	回答
1	「標準的な内容のサービス」とはどのような内容か。	「標準的な内容のサービス」は、指定訪問介護の「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」の区分を一本化した区分と定められています。「短時間の身体介護が中心である場合」の区分は、令和6年4月から設けていますが、このたび「生活援助が中心である場合」の区分を設けました。 身体介護に含まれるものについては、老計第10号（老振発0330第2号（平成30年3月30日））を参照してください。
2	週の中でサービスを組み合わせることは可能か。	可能です。例として、月曜日に「生活援助中心」、水曜日に「身体介護中心」のサービスを組み合わせることができます。ただし、一度のサービスの中で複数のサービスを組み合わせることはできません。その場合は、「標準的な内容のサービス」として算定してください。上限は3,727単位となります。 利用者のできることを阻害せず自立した生活を送るために、最低限必要なサービスに位置づけるよう適切なケアマネジメントを行ってください。 ※月額報酬と1回単価の組み合わせはできません。月額報酬については標準的なサービスのみを利用する際に使用してください。 例えば（週1程度）1月で標準的なサービスを5回と生活援助（20分以上45分未満）を4回利用の場合は、287単位×5回+179単位×4回＝2,151単位と算定してください。
3	身体介護を含む生活援助を行った場合は「標準的な内容のサービス」となるか。	お見込みのとおりです。
4	「標準的な内容のサービス」の中に含まれる身体介護の下限時間はあるか。	下限時間はありませんが、利用者の安否確認、顔色・発汗・体温等の健康状態のチェックだけでは身体介護には該当しません。老計10号（老振発0330第2号（平成30年3月30日））を参照していただき支援内容が身体介護に該当するかどうか判断してください。
5	身体介護の上限時間はあるか。	上限は設定していませんが、20分以上の身体介護は「標準的な内容のサービス」として算定してください。
6	短時間の身体介護の身体介護の下限時間はあるか。	下限時間はありませんが、利用者の安否確認、顔色・発汗・体温等の健康状態のチェックだけでは身体介護には該当しません。老計10号（老振発0330第2号（平成30年3月30日））を参照していただき支援内容が身体介護に該当するかどうか判断してください。
7	一度のサービスの中で生活援助・身体介護を行う場合、提供時間はどのように記載すればよいか。	一度のサービスの中で生活援助・身体介護がある場合は「標準的な内容のサービス」となりますが、それぞれ提供時間をケアプランに記載してください。なお、ケアプランに記載の無い場合は、赤字で追記をしてください。 ※上記の赤字追記は、現在のプランに位置づけた「標準的なサービス」の具体的な提供時間の記載が漏れている場合です。「 身体介護30分 」、「 生活援助●分・身体介護▲分 」など、具体的な時間を記載してください。 なお、ケアプランとサービス提供実態とに相違がある場合は利用者の状態の変化が考えられますので、再アセスメントを行い、適切なケアマネジメントを行ってください。
8	利用者が入浴中に、ヘルパーが調理や掃除などの生活援助をいろいろ、途中で何度か声掛けや見守りを行っているが、見守りの援助の対象となるか。	身体介護である「自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助」は、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うものとなっていますので、対象外となります。身体介護か生活援助かは老計10号（老振発0330第2号（平成30年3月30日））を参照して判断してください。

番号2※及び番号7※を追加（令和7年5月27日）